

周南市国民宿舎条例の廃止等に関する条例制定について
周南市国民宿舎条例の廃止等に関する条例を次のように定める。

令和4年1月21日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市国民宿舎条例の廃止等に関する条例

(周南市国民宿舎条例の廃止)

第1条 周南市国民宿舎条例（平成15年周南市条例第192号）は、廃止する。

(周南市特別会計条例の一部改正)

第2条 周南市特別会計条例（平成15年周南市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第2条の表国民宿舎特別会計の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 国民宿舎特別会計の令和3年度の収入及び支出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。

3 国民宿舎特別会計廃止の際にこの会計に属する決算上の剰余若しくは不足又は権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

(参 考)

周南市特別会計条例新旧対照表

現行			改正案		
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営及びその経理の適正を図るため、次のとおり特別会計を設置する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 国民宿舎特別会計</u></p> <p><u>(3)・(4)</u> (略)</p> <p>(歳入及び歳出)</p> <p>第2条 前条の特別会計は、次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ当該左欄に掲げる収入をもってその歳入とし、当該右欄に掲げる支出をもってその歳出とする。</p>			<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営及びその経理の適正を図るため、次のとおり特別会計を設置する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)・(3)</u> (略)</p> <p>(歳入及び歳出)</p> <p>第2条 前条の特別会計は、次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ当該左欄に掲げる収入をもってその歳入とし、当該右欄に掲げる支出をもってその歳出とする。</p>		
特別会計の区分	歳入	歳出	特別会計の区分	歳入	歳出
地方卸売市場事業特別会計	地方卸売市場使用料、県支出金、市債、一般会計繰入金及びその他の諸収入金	地方卸売市場事業費、管理費、市債の償還金及び利子並びにその他の諸支出金	地方卸売市場事業特別会計	地方卸売市場使用料、県支出金、市債、一般会計繰入金及びその他の諸収入金	地方卸売市場事業費、管理費、市債の償還金及び利子並びにその他の諸支出金
国民宿舎特別会計	国民宿舎使用料、市債、一般会計繰	国民宿舎管理運営費、市債の償還金	駐車場事業特別会計	駐車場使用料、市債、一般会計繰入	駐車場管理運営費、駐車場建設

現行			改正案		
	入金及びその他の諸収入金	及び利子並びにその他の諸支出金		金、基金繰入金及びその他の諸収入金	費、市債の償還金及び利子並びにその他の諸支出金
駐車場事業特別会計	駐車場使用料、市債、一般会計繰入金、基金繰入金及びその他の諸収入金	駐車場管理運営費、駐車場建設費、市債の償還金及び利子並びにその他の諸支出金	(略)		
(略)					